

令和元年第7回大町町議会（定例会）会議録（第3号）						
招集年月日	令和元年12月9日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和元年12月12日	午前9時27分	議長	三谷英史	
	散会	令和元年12月12日	午前11時40分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	5番	三根和之	6番	武村妃呂子		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	亀川修		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	三角治		
	会計管理者	成富貞伸	教育長	船木幸博		
	総務課長	坂井清英	総務課参事	藤瀬善徳		
	企画政策課長	井原正博	生活環境課長	古賀壯		
	町民課長	西森明広	子育て・健康課長	古賀恵子		
	福祉課長	岩瀬重義	農林建設課長	森光昭		
	教育委員会事務局長	小木誠				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和元年12月12日

日程第1 一般質問

- | | |
|--|----------|
| 9. 町道の管理について | (藤瀬都子議員) |
| 10. マイクロバス運行について | (藤瀬都子議員) |
| 11. スポーツ推進について大人から子どもまで町としての取り組みや考え方について | (藤瀬都子議員) |
| 12. 農業振興の取り組みと方向性について | (三根和之議員) |
| 13. 農業災害に対する対応策について | (三根和之議員) |
| 14. 炭住地区内の空き家対策について | (三根和之議員) |
| 15. 豪雨災害について | (山下淳也議員) |

午前9時27分 開議

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第7回大町町議会定例会3日目は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（三谷英史君）

日程第1. 昨日に引き続き、これより一般質問を行います。

一般質問は通告書により順次質問を許可します。

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

おはようございます。2番藤瀬都子でございます。私は、3点にそれぞれの項目を設け質

問をいたします。

まず、1点目の町道の管理についてですが、各地区内道路に傷みが出ている箇所が多く見受けられますが、その箇所は把握できていますか。そして、傷んだ箇所を補修に終わらせるだけではなく、年次的に地区ごとに道路補修の取り組みを計画できませんか。

次に、鬼ノ鼻から不動寺までの聖岳線は、道路管理に問題があるように思います。ここ数年手入れができていませんが、対応は考えておられますか。

次に、旭町から神山へ行く道にカーブミラーがありますが、草や木がかかり見えにくいので対応をお願いしたいと思います。

そのときに、足元の周りと前方五、六十メートルぐらい先まで見通しがよくなるようにお願いをいたします。

春先から夏にかけて、各道路の草刈り等が行われますが、足元はもちろんです、高さ150センチぐらいまでは伐採をお願いしたいと思います。足元はきれいになっても、上を向けば覆いかぶさるようになっていきます。これでは意味がありませんので、今後依頼されるときに御注意いただきたいと思います。

以上で1点目、3項目の質問を終わります。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。まず、藤瀬都子議員の町道の管理についてということでお答えさせていただきます。

1点目の町道管理につきましては、平成25年度、26年度に安全で円滑な交通の確保のために、路面の状態の把握と舗装に係る維持管理を効率的に行うために、必要な情報を得ることを目的に道路ストック点検を実施しております。

この点検結果を踏まえて、道路舗装箇所の優先順位をつけ、限られた予算ではございますけれども、順次対応をしております。

次に、鬼ノ鼻から聖岳線道路管理についてですけれども、聖岳線の道路除草を実施したのが直近で平成28年度になりますので、御指摘のように、聖岳線の路肩に草木が茂り道路幅員が狭くなっていることは確認をしております。

しかし、聖岳線と接続します大谷口線が被災をしております、通行どめにしている関係

上、大町町民がこの本線を利用するのは極めて少ない状況でありますので、まずは大谷口線の災害復旧工事を優先させてから除草については来年度以降実施を検討していきたいと考えております。

また、旭町のカーブミラーの草木の伐採については、今対応をしているというふう聞いておりますので、御確認をいただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

今のお答で、私も通告をいたしましてから、旭町とか神山のほうのカーブミラーのところ、確かに払ってはありますが、もう少し周りを切っていただければよかったかなというのがあります。

それと、神山からひじり学園のほうに通学している子供たちがおります。その子供たちが朝早く行っておりますけれども、道路に白線が引いてありますけれども、白線のところまで草とか葉っぱがかぶさっているんですね。そしたら、子供たちはそこを通れないものですから、結局道のほうに入ってきております。そういった状況です。それと、草木も覆いかぶさっておるようになっておりますので、小学部のほうに行っている子供たちです。ですから、そこを今回はぱっとしてはいただいておりますけれども、その道路のことも、そこを取り払っていただきたいと思います。子供たちの安全確保にもそれがつながるかと思います。

この不動寺のところの聖岳線ですが、不動寺のほうで主に農業をされている方たちが使っておられます。その中で、やっぱり道路の端っこは葉っぱとか草が生い茂っていますので、真ん中のほうを通っていると、相手のほうから来られて、実は事故寸前だったよという報告もいただいております。それと、やっぱり山のほうの木が垂れ下がってきておりますので、車にひっかかるという状態もあっておりますので、そこも今回は——大谷口線のほうが先と言われますけれども、高齢者が不動寺のほうはもうございますので、そういったところでは気がけていただきたいと思います。

町道に関しまして、鬼ノ鼻から不動寺線のところに、途中に荒橋ため池がございます。そのところがちょうどカーブになっているところで、うちもそこを利用しておりますけれども、その中で、ワイヤメッシュの柵がありまして、そこに上から水とイノシシの影響で、その柵が壊れかけております。個人のほうでできる範囲ではそこをして、ワイヤメッシュのと

ころを立てかけて、竹とかなんかで一応対応はしておりますけれども、ちょっと限界がありますので、そののところも、春になれば稲をつくっておられます。そこにことしの秋にイノシシが入ったものですから。それで、今イノシシはいないようです。ですが、これから先、その柵がまた壊れてというか、対応していただかないと、今度春先にかけてイノシシのことで問題が出てくるんじゃないかと思っておりますので、その点も点検をお願いしたいと思います。

道路のほうではこれでいいです。ただ、とにかく白線、普通の道路のところでも白線が引いてあります。その白線のところまではせめて道路を確保していただかないと、車で通行するにしても歩行者がおります場合には特にですが、やっぱりその道を避けていかなければならないと思います。私たちも地元のほうで、できるところはしておりますので、町のほうが財政的にもとかいうことであれば、やっぱり地域の方に応援していただくというのも手はないでしょうか。ちょっとその点お願いいたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

旭町のカーブミラーのところはもう少ししたほうがいいのかということですかね。その辺もう一回、私も確認をしたいと思っておりますけれども、その子供たちが通っているところというのはそこですか。（「はい、そこ」と呼ぶ者あり）済みません、逆質問になりますけど。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

子供たちそこを通っております。そのところを通っていくものですから、やっぱり白線のところがちょっと隠れておりますので。それからどっちのほうに出ていくか、どっちしても、何と言うんですか、あそこ、昔の何とか道路、線路道と言うんですかね。済みません、ちょっと。そのほうに出ているんですが、途中までのところが、あそこの神山から出てきたところはどっちしても草木が覆いかぶさっております。今回も、そのカーブミラーのところは確かに、あっ、しちゃあねというのはもうわかりました。ですけれども、もうちょっとその周りまでしてもらったほうがいいのかと思います。

旭町のほうから来まして、見たときにカーブミラーがそこに2つつけてはあるんですよ。そのところにポールが立っているんですね。それを見たときに、もうちょっとカーブミ

ラーの位置も考えられないかなと思って、私のほうも確認はいたしております。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今の箇所については、担当課にも指示をして確認をさせます。そして、ワイヤメッシュの話がされましたけれども、それが町でしたものか個人さんでしたものかちょっとわかりませんので、その辺のところも箇所をしっかりと聞いて確認をさせたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

そのところもよろしくお願ひします。その荒橋の堤のほうにおりていくところも、その持ち主が昔町のほうに道を寄附したと言っておりますので、一応町道との関連もあるかと思ひます。そのところの道路から入ったところに、山を切り開いて、今コンクリートにしてあるんですけれども、そこがされるときに大きな車が入ったりしておりましたので、そのところでワイヤメッシュが壊れて、それを交換された経緯はあるんです。ですけれども、やっぱり上からの水とか、それから道路のほうが崩れておりますので、それでちょっとワイヤメッシュが倒れた状態になっております。——でいいでしょうか。

じゃ、次の質問に移りたいと思ひます。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

2点目は、マイクロバスの運行についての質問をいたします。

このことについては、以前にも質問をいたしておりましたので、思い出しながら再度お願いをいたします。

大型店トライアルが開店して6カ月を過ぎました。買い物は1カ所で十分できるものの、問題は移動手段です。年々高齢化が進んで足も衰えるばかり、1つ解決すればまたこれとなることはわかっていても、生活に不自由なことははっきりしています。ほかの行政を参考にしながらバス運行に具体的に取り組む時期に来ていると思ひます。

これに関しては、いろいろ制約や問題点があるかと思ひますが、知恵を絞って大町の高齢

者が楽しく生活できるように実現に向けて急ぐ必要はありませんか。ふるさと納税を生かしながら考えてもいいのではないかと思います。いかがでございましょうか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

マイクロバス運行についての御質問ということでございます。私が公約に掲げておりました巡回バスということで答弁させていただきたいと思っております。

買い物環境の改善を含め、交通弱者の移動手段の確保という観点から、町民の皆さんの要望も高いと考えております。実施に向けて、町民代表や町内の自動車、運送事業者など、さまざまな立場の意見を聞くために、大町町コミュニティバス等の事業に係る協議会を発足して検討を重ねており、最終的には県や有識者の意見も参考にしながら、持続可能な交通サービスの実現を目指していきたいというふうに思っております。

また、今年度中に佐賀県の助言もあり、今後設置します地域公共交通会議での協議が円滑に進むように、日常の外出や公共交通に関するアンケート調査を全世帯を対象に実施し、町民の動態を集約、分析していきたいと思っております。

今回の巡回バスにつきましては、財源の問題というよりも、どのようなやり方がいいのか、町民の方が希望されているのかというのを把握しているというところでございます。

以上です。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

このことについては、きのう武村議員も質問をされておりましたが、時間がなかったということで、詰めができていなかったんじゃないかと思いますが、その中で団体との会議が3回あるということでしたが、その話し合いのことは今、町長も言われたところですが、その中の会議に入っている方にちょっとお尋ねしたところ、町長は開店してからあと1年かかりますということではおりましたが、半年目のところで大体のめどというか、今からやっつけていけるわけですけれども、その中で、県の方に聞いたときに、もしこれをそのまま町のほうで実行するとしたら、手続とかなんかにどれぐらいかかりますかってお尋ねになったら、2カ月もあれば手続ができますということをお尋ねされたようなんですよ。そうなん

てきますと、今から出してというところら辺の準備としてはどのようになっているのかをちょっとお聞かせくださいませ。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私1年というか、少なくとも1年から3年かかるというような言い方をしていたと思います。そして、現実的に今、太良町が3年かかっておりますけれども、まだされておられません。やはり、実際するとすれば、コースの問題とかいろんな問題が出てきますので、大体そういう地域との話し合いも結構かかるというふうに聞いております。そして、手続が2カ月というのは多分いろんな条件が整ってからだと思いますけれども、その条件を整えるまでの時間はかかるというふうに思います。そして、これを町が直営ですということと、また事業者をお願いする、委託するということは全然手続が違いますので、その辺のところでは差が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

それから、この会議ですね、先ほど言われました3回コミュニティバス等の事業に係る協議会というのをしておりますけれども、その中でいろいろな話を聞いております。ただ、なかなかまとまらないという、きのうも武村議員もお話されておりましたけれども、事業者の方も納得をしていただかないといけませんので、その辺のところは少し時間がかかっているのではないかなというふうに思っております。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

確かに事業所の方のことで、そうですね、まあこれからどちらにいたしましても、町民の方にアンケートをとられまして、内容的には詰めていかれると思うんですけども、その事業者との話し合いのほうスムーズに行っていないということであれば、そこら辺が、どうしたものでございましょうか、そのことを少しお聞かせください。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

協議会の中の詳細な話は課長に任せておりますけれども、大体の方向性として、私はコ

コミュニティバスということに、巡回バスということで考えておりました、ほかの町は、その業者さんが2つ、3つあるので、どこにするかということで結構もめるといふふうに聞いておりますけれども、大町町の場合は業者さんが1社ですので、何とかなるんじゃないかなと私も思っていましたけれども、やっぱりバスにするとタクシーを利用する人が少なくなるとか、そういうふうなこともやっぱり考えておられるんじゃないかなと思います。

ただ、町としては、そこに委託をすると、有償で委託をするということで考えておりますので、その辺のところはもう少し業者さんと、県も入れて今話をしていますけれども、納得していただけるようにもう少し努力をしていきたいというふうに思っておりますので、その時間がどんどん進んでおりますけれども、何とかうまくいくように努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

とにかく、何もバスがないときというのが、やっぱりお友達同士でタクシーを呼んであっちこっち行ったりというのが今されている状況ですので、本当に私たちから見てもタクシー会社は忙しいなという目では見ておりました。

その中で、今回のコミュニティバスとなってくると、確かにですけれども、やっぱり業者の方をうまくお話持っていられるほかはないかと思っておりますので、その点は何とぞよろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

3点目に移りたいと思います。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

3点目は、スポーツ推進について、大人から子供まで、町としての取り組みや考え方についてお尋ねをいたします。

まず1項目めは、飲む応援スポーツアリーナ（大町町スポーツセンター）では、8月の災害が発生してから使用できていません。3カ月以上も使用できない状態ですが、どう対応されるのかお伺いをいたします。

次に、リタジャパン株式会社からスポーツに関して応援をいただいておりますけれども、

今以上にスポーツに興味、関心を示す人がふえる対策は考えられないのか、お伺いをいたします。

次に、大町のスポーツ競技団体の種目別と、それぞれの人数は。また、県民体育大会に出場される種目や人数も少ないように思うが、町として力を入れる対策が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

数年後、佐賀県では全国的な競技大会が行われますが、子供が数名強化対象者になっているようですが、とても喜ばしいことです。大人も子供ももっとスポーツに取り組むように対策委員会なるものを設置してみたらいかがかと思えます。

頑張れ大町と訴え質問を終わります。

○議長（三谷英史君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

スポーツ推進についてお答えをいたします。

8月の豪雨災害により、現在、町民グラウンドと飲む応援スポーツアリーナが使用できない状況となっており、生涯スポーツを楽しむ町民の皆様方に場の提供ができず御不便をおかけしておりますこととおわび申し上げますとともに、御理解をお願いするところであります。

飲む応援スポーツアリーナについては、8月の豪雨災害において、地理的条件から、駐留自衛隊の拠点及び数十万枚を超える油吸着マットの保管庫として機能しておりました。

10月には自衛隊が撤退し、11月には残った油吸着マットの搬出が完了したところです。

もともと空調ダクトの塗料の剥がれ、照明、雨漏り、フロアの痛みなど、さまざまな問題に対応したメンテナンス作業に取りかかっていたところでした。

加えて、耐震診断の結果、耐震改修の必要が生じ、根本的な施設改修も含めて長期間の対応となることも考えておかなければならないと思っております。

多くの町民の皆様が生涯スポーツの拠点として飲む応援スポーツアリーナの開館を待ち望んでいらっしゃることは十分理解をしておりますが、いましばらくお時間をいただければというふうに思います。

次に、大町町営緑の広場の設置及び管理に関する条例の制定について、本議会に上程しておりますとおり、元町営テニスコートについては、スポーツ政策専門企業リタジャパン株式会社から無償でリユースの人工芝をいただき、スポーツ推進委員を初めとした町民の皆様方

のボランティアでの人工芝敷設が行われました。改めてお礼と感謝を申し上げます。

今回、施設名の改称とともに、多目的運動広場とすることで町民の皆様に多様なスポーツに活用していただく準備を進めております。

御質問のスポーツ推進につきましては、第二期教育大綱「絆」や教育基本方針にも掲げており、今後も限られた体育施設や大町町スポーツ振興基金を有効に活用し、町民運動会や分館対抗各種スポーツ大会などの教育委員会主幹の各種イベントのさらなる内容の充実を図るとともに、軽スポーツ、障害者スポーツの普及促進、スポーツ政策専門企業リタジャパン株式会社との連携など、大人から子供までたくさんの方々に生涯スポーツを楽しんでいただく機会の拡充について努力してまいります。

東京2020オリンピック・パラリンピック、佐賀県開催予定の国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会も控えております。これを機会に、町民の皆様のスポーツへの機運を高めてまいりたいというふうに思っております。

最後に、スポーツ競技団体の種目と人数のお尋ねですが、大町町体育協会の登録数は26団体378名です。今年度は、8月の豪雨災害もあり、練習場や選手の確保に係る課題や被災者への配慮などにより、県民スポーツ大会への参加種目、参加人数が例年よりも減少しました。大町町体育協会に所属する各部では、それぞれが各種大会を開催し熱心に活動されていますが、議員御指摘のとおり、各部の競技人口や世代交代は大きな課題であるということは認識しているところです。

大町町の競技スポーツの推進のためには、若い世代の指導者や選手の育成が欠かせないと思っております。

教育委員会といたしましては、大町町体育協会と連携しながら、中高生の運動部活動OBの各部への参画に向けた指導、助言を強化してまいりたいと思っております。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

今、教育長のほうから報告をいただきましたけれども、やっぱり一番の痛手が飲むスポーツ応援アリーナが使えないということで、各団体の方たち、よそに行ってそこで自分たちのスポーツをしてはいらっしやいますけれども、やっぱり遠くに行くために交通費、それから会場使用料、そういったところがかさんでいるということをお聞きいたしております。

定期利用の団体の方々には大変御迷惑をおかけしているということで、代替施設、それから他町での使用料については配慮が必要というふうに思っておりますので、早急に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

早急に対応していただくほかはないと思います。とにかく災害があつて3カ月以上たつております。早急をお願いします。

それから、遊ゆうスポーツのほうの補助金はことしも出されているわけですよね。その話し合いの中でも、やっぱり遊ゆうスポーツの立ち位置が確定していると申しますか、その中で話し合いになっていくと思われませうけれども、今後の遊ゆうスポーツの補助金のことで、それもちょっとお聞かせくださいませ。

○議長（三谷英史君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

遊ゆうスポーツへの補助金、遊ゆうスポーツクラブへの補助金につきましては、その適正についてしっかり精査するように係のほうに指示をしているところでございます。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

飲む応援スポーツアリーナばかりではスポーツのことはありませんけれども、とにかくここを使っている団体の方たち、本当に大町によそからも見えているんですね。だから、そういった方たちのこと、私たちもそこを利用させていただいておりますので、今まではそこに来ている方たちのところに私も行って利用させてもらわなきゃいけないかなということなども考えておりました。ですから、そういったこともひっくるめて、そこを早目にお話し合いをしていただきたいと思います。年度が3月までですので、その間には確実にしていただきたいと思ひます。

また、県民大会のときには大町からも、町報のほうに出ておりましたけれども、大町の人口が6,400人なのに755名も災害で少なかったと言われながら、参加して12種目に出ておられ

ます。その中でも、やっぱり教育長言われましたように、本当に私も年代からいきますと高齢者のほうに入っておりますので、そういった中、若い方たちを育成するといいたいでしょうか、そういったことについてもさっき少し述べられましたけれども、そういったところで、子供たち、今ひじり学園のほうも人数が少なくなっておりますので、なかなか部活のほうも思うようにできていない状態だと思いますので、その中でやっぱり子供たちを育てて、若い方たちはやっぱり仕事をされておりますので、その中でスポーツをしていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですが、そういったところを伸ばす方策というか、そういった手だてのところをもう一度お聞かせくださいませ。

○議長（三谷英史君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

先ほども答弁いたしましたとおり、中高生の運動部活動OBがそのまま大町町の各部へのスポーツへ参画していただくという流れを構築していきたいと思っております。そのところで、各顧問、それから少年スポーツ団体の指導者と連携しながら、各部への参画をつなげていくのが教育委員会事務局の指導、助言を通してやっていくことかなというふうに思っております。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

とにかく皆さんとの話し合いを早目に持っていただいて、いろんな報告もまたその件ではしていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（三谷英史君）

5番三根議員。

○5番（三根和之君）

おはようございます。5番の三根和之でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

このたびの佐賀豪雨災害で被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。

それでは、本題に入らせていただきます。

私の1点目の質問は、大町町の農業振興への取り組みと方向性についてでございます。

佐賀県では、本年の6月議会にて、さかの食と農を盛んにする県民条例が承認され、これから10年先の佐賀県における農業・農村の目指す姿と取り組むべき方針が定められております。

また、現在629億円となっている佐賀園芸算出額を259億円引き上げ、888億円を目標として今推進しておられます。これはさが園芸生産888億円推進運動という形で推進をされております。

大町町の農業情勢は、米、麦、大豆が中心の土地利用型農業が展開されており、農業農村整備事業などにも取り組まれております。

しかし、近年、少子・高齢化により農業従事者は減少し、中山間地や平たん地における農業が衰退していくのではないかと本当に危惧をしております。

そこで、今後の大町町の農業がさらに振興していけるような取り組みが必要だと私は思っております。

冒頭にお伝えしました佐賀県の園芸振興事業に対する大町町は今後どのような取り組みをされていくか、御質問をいたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

三根議員の御質問にお答えいたします。

農業振興の取り組みということでございます。当町は、JR佐世保線以南に土地改良事業により区画整備された優良な農地が広がっており、土地利用型農業を中心とした農業が営まれていますが、農家の高齢化や後継者不足により担い手が不足していることは御存じのとおりでございます。従いまして、新規就農者の確保は重要な課題となっております。

町の農業施策として、土地利用型農業においては、集落営農の法人化の推進などを行っていますが、県と連携した施設園芸の振興も重視していきたいと思っており、杵藤農林事務所管内で運営されているキュウリやトマトのトレーニングファームと連携する中で、町内に優秀なキュウリの担い手が多く、就農後の指導、支援体制が整っていることから、キュウリトレーニングファーム卒業生の受け入れを含めた新規就農者の育成及びキュウリを特産品として位置づけるとともに、新たな施設園芸作物を模索しながら、来年度から園芸団地整備事業

をぜひ進めていきたいと考えており、実施に向けて関係機関と協議を進めております。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

先ほど町長のほうから園芸振興について、来年度から新たな団地形成という形で御答弁をいただきました。私も、実は先ほど町長のほうの答弁の中にありましたトレーニングファーム、ここは武雄市にあります。このトレーニングファームを視察し、現地代表の指導者であります山口さん、この山口さんともお話をしていき、このトレーニングファームで新規就農者の就労を推進していきたいということで、今取り組んでおられます。

確かに、ここにも今研修生が3名程度、女性を含めておられますが、実は佐賀新聞に、その山口さんのコメントがありました。その一文の中に、こういうことが書いてあります。今後の課題としては、やはり就農できる土地の安定的提供、それから、就農後の助言などの体制づくりが絶対必要と。その受け皿を大町町の先ほど言われた、町長が言われた園芸の団地構想、この中に取り入れるような形をぜひともルートの、研修を終えられた方を受け入れるというふうな形の施策をずっと続けていければ、ここに新たな団地形成を含めた新規就農者がふえるという感じをしておりますので、どうかその点をよろしくお願い申し上げたいと思います。

ただ、その団地と言ってもどれぐらいの面積で、それからどういうふうな施設の規模を考えておられるのかをお聞きしていきたいと思います。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今、大体考えている広さですけれども、まずは1町ほどの田んぼを相談して、そこを施設園芸として使用できればということでいろいろ協議を進めております。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

実は、施設園芸とすれば、今回の災害の中にキュウリを栽培している鵜池さんがおられます。実は、鵜池さんとも話して新しい場所の提供もやはり考えていかなければ将来的に不安

だというお言葉も聞いております。

この鶴池さんについては、かなり実績、若くて実績があるということを含めて、ここの団地のリーダー格になるんじゃないかなと私も思っております。

どうかそこら辺、新たな若者が元気に農業ができるような場所の提供をどうかよろしくお願ひし、1問目の御質問を終わりたいと思います。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

2点目の質問は、農業災害に対する対応策についてでございます。

以下、2点の視点で質問させていただきます。

まず第1点目は、八ツ江樋管の改修についてです。

大町町の水害常襲地域である上大町、畑ケ田の水田は、災害や台風のたびに冠水を繰り返し、江北の民家まで浸水するという事態が起こっております。

ここはきのう鶴崎議員のほうで御質問された状況も含めて、私も今回再度質問をさせていただきますが、この場所については、降水量が多くなると高良川の水位は高くなり、特に六角川の満水時と重なると雨水のはけ口がなくなります。よって、江北町まで御迷惑をかけるというふうな状況の中で、現況を見てもみますと、八ツ江樋管に設置されているポンプが小さいと。それから、排水管の位置や西側の堤防が高いということも冠水しやすい環境をつくっていると、私は思っております。

この案件につきましては、過去再三議会で取り上げておられますが、まだ解決をしておりません。降水量がふえると水田には多くの流木が流れたり、それから災害ごみが流れ込んで作物にも影響をしているというのが現状でございます。

そのため、土地の所有者の方は水が引いた後、片づけをしたり畦の補修をしたり、御苦勞をされているのが現状です。また、水害が昨今多くなるということもありますので、本当に懸念をしております。

そこで、これまでの経緯を考えてみますと、議会答弁の中に国交省での要望は難しいというのが過去の答弁を見てもありますので、私は農林水産省や県に対して、八ツ江樋管におけるポンプの増設を働きかけることはできないでしょうかと。

それから、改修という形で遊水池的なラインをつくっていただいて、江北町に流れないと

というような施設の部分も検討をしていただければと思っております。

2点目は、農地災害における諸問題についてです。

今回の災害で被害のあった中島地区、それから下潟地区の農地は約40ヘクタールあります。被害に遭った農家の人たちから早い復旧・復興を望む声が私のもとにも届いております。

そこで、私も町に早急な取り組みをお願いしたいと思っております。

今回の災害関連の新聞記事を拝見しておりましたら、県による土壌調査が行われ、4カ所の田んぼが土壌改良を必要とすると記載されておりました。これら4カ所につきましては、来年度の水稲から作物をつくっていけるのか、そこを聞いていきたいと思っております。

また、その地区を見てみますと、大豆跡地が雑草が伸びて高く生えております。こういう状態では石灰が散布できないということもありますので、これらの対応をどうされるのかということをお思っております。

さらに、農業機械の導入における交付金については、今回、議会の補正予算で計上されておりますが、機械の台数や、この中で生活できる対象外の機械がないか、予算の中に上げてあられる以外、対象外がないのかということもお聞きをしていきたいと思っておりますので、御教示をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、御指摘の畑ヶ田・上大町地区の水田の冠水に伴う八ツ江樋管のポンプの件ですけれども、高良川末端の八ツ江樋管から東側へ河川の水、雨水が堤脚水路を伝って江北町のほうに流入するということが起こっているということは承知をしております。

町としましては、高良川が県河川ということで、私が産業振興課長時代にいろいろとお願いをしていった中で、毎秒0.6トンの排水ポンプを設置していただき、大雨時のポンプ稼働を業者委託してきたところでございます。

ポンプの吸水口の高さに問題があるということで、吸水口が高いので相当水がたまらないと稼働しないということで、その分が江北町のほうに流れ込んでいくということは、私も現地を確認して、また地元からも御指摘があっているところでありまして、以前から県のほうに高さを下げるよう要望をしてきております。

さらに、今回は水害も発生しておりますので、きのうも申し上げましたとおり、六角川水系防災・減災対策協議会の中でも強く要望をしてきたところでございますので、しばらく時間をいただきたいというふうに思います。

次に、今回の災害においては、水による被害とともに油による被害が発生し、当該地区の家屋や農地の復旧に時間を要しているところでございます。

御質問の油被害地区である下潟・中島地区の農地の土壌調査の結果が11月25日の農家説明会の中で示されましたけれども、4つの圃場、4筆で水稻の生育に影響がある程度の油濃度が検出されましたので、土壌の入れかえを行い、来年は新しい土壌での作付が間に合うようにすることとしております。

こういう問題は細心の注意を払わなければならないと思っております。情報提供は最小限にとどめたいと思っておりますので、詳細な内容につきましては控えさせていただきたいというふうに思います。

それから、そのほかの圃場については、佐賀県農業試験研究センターの技術指導のもと、油分の分解を促進し、水稻の生育に影響を及ぼさない基準まで下げることで、来年の作付に間に合うよう万全の対策を講じていくこととしております。

さらに、農業機械の再取得、修理につきましては、被災された農業者が継続して農業経営をされる場合、強い農業担い手づくり総合交付金で助成する国の制度の活用と、佐賀県や町、そして佐賀鉄工所の支援を含めた取り組みを行っていきたいと考えております。

除草については、雑草については佐賀鉄工所のほうで刈り取りをするということでお話を聞いておりますし、対象外と言われましたけれども、これについては、基本的には申請制度、御本人が申請をされた分で協議がされておりますので、何が対象外なのかはちょっとわかりませんが、ほぼみんな対象外の中で補償がされるというふうに思っています。この補助割合については、国が30%、県が20%、町が10%、そして佐賀鉄工所があの補償は、幾らになるか知りませんが、していくということでお話されていると思っております。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

ありがとうございます。八ツ江樋管のことで、遊水池の案です。結局、現時的に東側のほうに余地があります。堤防の上にも新たな余地もあります。そこら辺を含めて、私はある程

度高良川から入ってきた部分、水を受ける、それから、先ほど言われたようにポンプを下げるということだけでは、こういうふうな大雨があるときにかなり難しいかなど。

確かに、この間も高良川のしゅんせつの問題、補修の問題について、県の土木事務所に上大町の生産組合、区長を初め行かせていただきましたが、かなりの箇所、それから土砂の堆積というのがありまして、この堆積も県のほうに要望をしてくれています。

ただ、これを含めて、やはりしゅんせつが、特に国道沿いの部分については、国の管理の部分についてはなかなか難しいという、土砂が堆積しても搬出されるものが少ないと。こういうやつを含めてすれば、絶対量的には、私は今までの現状を見れば、遊水池をつくってある程度大町のほうで確保しながら出すと。

先ほど町長も答弁されましたように、六角川の減災関係の対策協議会に要望するというのも含めてでしょうけど、大町独自に早急にやっぱりしていかないと、また来年同じことば言わねばらんような状況にならないように、こちら辺よろしくお願いをしたいということで、町長の答弁をお願いします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今回の雨を全て大町町で受けるというのは、本当に今の状況では厳しいと思います。きのうは、北方のほうから大町町に水が入ってきたと。それを大町町でポンプをつけて出すというような増設と、ポンプ増設というようなお話がありました。

今度は、大町町から出ていくのを今度また自分たちで処理するというふうな、全てを大町で、この大きな水害を賄うというのは非常に厳しいかなというふうに思います。高良川の河川のしゅんせつについては、これは県の河川ですので、県のほうにお願いをしなければ、やっぱり大町町で全てやると、独自でやるというのは厳しいと思いますし、そしてポンプを低くするのも、これも大町町のポンプじゃないんですよね、これは県のポンプです。これも町で低くするわけにはいかないの、県のほうにお願いをして低くしてもらおうというふうな、そういうふうと一緒にやってしていかないと、大町町独自のというのは非常に厳しいと思います。

先ほど調整池の話がありましたけれども、これも当時、田んぼを提供するからという話も当時はありました。ただ、はっきり言って規模が小さいわけですね。

今度、3市3町で六角川水系の協議会をつくっていますけれども、そこでは武雄の大坪石材、その掘った跡を遊水池にするという計画が今されております。これは国も含めてですね。どっちかという国の方が一生懸命やっております。それは何かといいますと、六角川の水量を下げると、そこへためて。そしたら、ここの大町町の六角川の範囲は80センチ下がるということで、ポンプでどんどん上げられるわけですよ。

今先ほど国交省のほうにポンプの話が、お願いという話がありましたけれども、国交省のポンプになった場合、この操作の権限は国交省にありますので、六角川の水位が危険水位を超えられたらとめられます。とめられますので、もうずっとあと受けるしかないわけですよ。その水位を下げていくというのが今国がやっている政策でありまして、それは私も80センチ下がるなら、それは賛成しますよということで、そういう会議の中で進めておりますけれども、これがまた10年、20年後に完成ということで、なかなか思うようには進んでおりませんが、大町町の遊水池ということも私もお願いをしておりました。ただ、その分大町町が下がればそれでいいということで、その武雄のほうにあれしていますけれども、大町町の範囲、レベル——何といいますか、広さでは、なかなかそれが有効に機能するかというのは厳しいんじゃないかなというふうに思います。

今、ため池とかクリークを使ってそこを下げておこうということで、大雨の場合はですね、そういう話は今あっておりますので、その辺のところはまた生産組合と土地改良区等にお話をして、皆さんにも御協力をいただいて、大町町全体でその災害、水害に対して対応していかなければならないというふうに思っておりますので、遊水池というのが少し、規模はかなり大きな規模になると思いますので、それもまだ流量の計算とか、水の方向とか、そういう計算もしていかなければならないと思いますので、その辺のところは国にも話をしますけれども、今のところ武雄のほうでその辺の役割は果たすんじゃないかなというふうに思っております。あとは出すほうを考えていくという形になるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

町長ありがとうございます。

ただ、私は、国交省はずっと議事録見ても無理よと、先ほど規制もあるし、農林水産省でやっぱり要望をしていって、農家の方が本当に苦しんでいますよという部分での要請を方向

転換していただいて、新たな、そこら辺は実際国交省と農水省との違い、区分はあるにしても、ここら辺は管理体制も新たな町の体制として自由自在にできるのではないかなということをおっしゃるので、そこら辺はよろしく、そちらのほうの展開も、右ばかりじゃなくて左もという部分での方向性を考えていただければということをおっしゃいます。

それで、次の土壌調査の件なんですけど、これは滋賀県の事例があったんですが、結局滋賀県でも油の流出で土壌が、大町も4カ所ということで、かなりの箇所が出てくるかなという心配をしておりましたが、基準的にクリアできて、ほかのところはある程度できるかなと思っておりますが、その4カ所の泥の、もし完全に泥を剥いで出して新たなものをするということであるとすれば、それは土壌の確保からしていかんばらんかなということをおっしゃるんですよ。そうしたときには、これは県と農協と全体的な先ほど言われたような対策協議会の中での話し合いも出てくるかと思うんですが、そこら辺の確保は間違いなくされていくのかなという心配をしていますがどうでしょうか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今回、4筆については県との協議、そしてJAの協力も得ながら、これはやっていかなければならないというふうに思っておりますが、あと畑のほうは、大町町の場合は生産性が低い畑、生産性というか、それを商売にしている農家がちょっと少ないと、野菜をです。だから、補償がないということもありまして、そちらのほうは佐賀鉄工所と話をし、そして土壌の確保は町のほうでやっていきたいというふうに思っておりますので、その辺のめどはある程度つけております。

ただ、その4筆については県、そしてJAのほうと一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

農林建設課長にお尋ねをさせていただきます。

今回、機械の申請についての対象外というのは町長から答弁いただきましたけど、あるかないかをちょっとお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えいたします。

先ほどの強い農業担い手づくり総合交付金の対象外という施設になりますが、農業生産及び確保に必要な施設以外の施設、販売等を行う施設等は対象外です。それと、附帯・補完的器具、例えば、育苗箱とかパレット、コンテナ等、そういったものは対象外です。それと、消耗品関係になりますけど、マルチとか農薬、肥料等も対象外になります。それ以外の農機具につきましては対象となっております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

ありがとうございました。もう少し委員会のほうで詳しく御質問を私はしたいと思います。

農家としては、機具がなければ農作業は難しいと。それが小さな消耗品であろうと、極端に言うと、泥を1つにして箱の中に入れて稲をするにしても、それは常時要ると。苗をつくるためにも1つの消耗品も要するというふうな状況もありますので、そこら辺を含めて、また委員会のほうで御質問をしていきたいということを思っております。

それで2点目を終わらせていただきたいと。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

私の3点目の質問でございます。

炭住地区の空き家対策についてでございます。

町内には多くの空き家がありますが、大町町の平成30年度の成果報告を拝見させていただきました。この中で、危険な空き家の除去に対して補助金を交付された件数がわずか2件です。また、全国版の空き家バンクと連携した件数についても1件のみというような結果になっているところであります。

これらのことから、空き家対策の対応に苦慮している実態が見えとれました。

実際、炭住地区を見渡すと家屋が崩壊しまして、火災の跡がそのままになっている状況を目の当たりにしました。また、議員になって以降、私のもとにも空き家問題については数多く相談が寄せられております。この空き家問題については、どうかとまらずに前進すべきだと私も思っております。

そこで、これから3点の御質問をさせていただきたいと思っております。

実は、前回、諸石議員が空き家問題については御質問をされておりました。その中で、第1点目として、協議会の設置についてのことで御質問させていただきたいと思っております。

空家等対策の推進に関する特別措置法というのがありまして、ここに7条において、市町村は、空家等対策計画を実施するための協議会を設置することができるとなっております。

昨年3月の時点では、協議会の設置については今のところ考えておりませんということですが、やはり推進していくためには、この法律上、大町町が協議会をつくって本当に進めていかなければいけないというようなことを思っております。これには地域住民、それから議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他市町村が必要と認める者で構成するという法律上となっておりますので、どうかそこら辺も含めて検討をお願いしていきたいと思っております。

第2点目の自治会の連携強化についてです。

私、インターネットを調べていまして、下手ですけど頑張って見ておりました。そうしたときに、山形県に酒田市という市があって、そこは自治会と連携をして空き家等の所有者相互連絡を築くということで取り組みをされております。そして、今後、管理不全な空き家の発生を抑制するという実施をされて、自治会で空き家の見守り活動を実施されたり、新たな空き家の情報を市に報告するという支援をされております。

大町町においても、炭住地区内の自治会との連携を、空き家の申請や崩壊寸前の家屋の情報を共有していく必要があると思っております。また、所有者家族の連絡先も情報提供していただく地区にそれぞれ連絡網をつくっていただいたところに補助もして、そういうのを大町町だけじゃなくって、地区との連携の中で本当に空き家対策をやっていければというようなことを思っておりますので、町としてのお考えをお願いしたいと思っております。

それから、実は空き家の除去対策の、空き家を壊した場合、実は固定資産の減免が上がるということでされております。これも全国的にも減免措置をつくられて、実施をされて空き家対策を伸ばさないと、とめるというふうな状況までされているのがあります。特に税負担

が6分の1までというふうなことも聞き及んでおりますので、これは町民の方から極力減免をしていただいて、空き家を解体してここを更地にするというふうなことをお聞かせ願っているところもあります。

もう一点、実は長屋があつて、前の列が解体をすると。そして、危険家屋がその裏のところの端にあつたと。そういう場合は、解体したのと同時に取り壊しをここもするというふうな状況を進めていかなければなかなか難しいなど。そういう情報を知っているところは、やはり区であり、区長であり、分館長であり、いろんな方がそういう情報は身近に知っておられますので、そういうことを含めて空き家対策を推進していきたいと私は思っておりますので、町のお考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

空き家についての御質問でございます。地域による空き家に対して、見守り活動ということをお聞きされましたけれども、地域と空き家等の所有者の良好な関係を築くことにより、管理不全な空き家等の発生を抑制することにつながると思っておりますが、自治体で見守り活動を行っているところは少ないということで、NPO法人、あるいはシルバー人材センター、または民間で行っているところが多いようでございます。

平成28年度に実態調査を行いました。大町町の空き家の件数は557件でありました。そして、令和元年11月末現在で転入や解体促進により517件ほどとなっております。

空き家等については、地元の区長さんから空き家に関する情報をいただきながら把握に努めておりますが、地域で見守り活動についての相談があればどのような支援ができるか考えていきたいというふうに思います。

協議会の設置については通告がございませんので、検討もしておりません。申しわけないですが、今提案をいただいたということで考えさせていただきたいというふうに思います。

きのうも空き家の話が出ましたけれども、解体が進めば空き地がふえて寂しいというような発言もありましたけれども、本当にこのジレンマがあるわけですけれども、基本的には危険な空き家や老朽化した空き家は危険性、あるいは防火・防犯上、衛生上等の理由により、みずからの手で除去、解体していただくことを促進するために補助金制度を設けているとこ

ろであり、老朽化した空き家を放置しておくのはいろんな影響問題もありますので、これは全国的な課題となっているところでございます。

そういう中で、大町町の空き家が解体され、空き地がふえるというのは前に進んでいるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、固定資産税につきましては、家屋が建っていれば、大体200平方メートルまでの小規模の住宅用地については、課税標準額を6分の1、それ以外の一般住宅用地については3分の1の額とする特例措置がありますが、その家屋を解体すれば特例措置は適用外になります。上がるということではなく、10分の10に戻るといような形になると思います。

お尋ねの旧炭鉱住宅につきましては、大町町固定資産評価事務取扱要領で、家屋滅失後、新たに建築することが困難な土地や車の進入が困難な土地など、雑種地として認定をすれば、課税標準額を4分の1の額とすることができますし、今回、危険な空き家の認定を受けた家を解体した場合については、雑種地として認定をし、課税標準額を4分の1の額とする特例措置を設けたいというふうに考えております。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

固定資産の減免についてはありがとうございます。それをやはりPRして大いに推進をしていくということをお願いしたいと。

もう一点、先ほど全国的にNPO、シルバー人材、それからほかの団体でそういう見守り状況をされるというふうな事例があるというお答えをさせていただきましたので、私は何らかの形でそういうことをしていかなければ、まして、シルバー人材にそういう人たちがおるとするならば、そういう人たちを派遣しながら少しでも、1件でも2件でも前に進むということをしていって、一画を緊急道路にする、やっぱりそういう全体的な考え方を示していっていただきたいということで思っております。

そこで、申しわけないんですが、町長の考え方としてほかに委託すると。ほかにそういう民間の業者に委託する、それから誰かに囑託で頼む、そういうふうな家屋の点検、それから動向、そういうもののお考えは再度ないか御質問していきたいと思っております。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

この家屋の危険空き家等の解体については、御本人の申請ということになっております。申請があって、もちろん町のほうから点検に行つて、点数によって危険空き家に指定する等の手続をとっておりますので、調査は済んでおります。だから、民間に頼んで見に行つてもらうとかいうのはないのかなと、その作業はですね、もう調べております。あとは本人さんが崩すかどうかというのは町に言っていただければ、町の職員が見に行つて点検をするという形をとっております。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

それでは、調査が済んでいるという状況の中で、今517という件数があつたですね、町長がお答えされましたが、この中に町外者の方の在住はどれぐらいの割合でおられるんですかね。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

詳細な数字については、今私頭の中にはありませんけれども、職員がわかれば回答をさせます。ただ、わからなかったら委員会のほうでお聞きいただければというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

生活環境課長。

○生活環境課長（古賀 壯君）

県外にお持ちの住所については、済みません、こちらに手持ち資料がありませんので、委員会の折にお示しができればと思っております。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

これも実は、新聞紙上で町の権限が大きくなると。というのは、個人所有の中で強制執行、排除という部分については町の権限でかなりウエートが今度の法律改正の中で示しがされている報道を私見ております。というのは、町が権限を持って段階的に要綱、条例、規則につ

いてそれぞれ書いてありますが、強制執行までの手順の問題なり、いろんな問題がされるようになっておるし、個人のプライバシー情報も町は提供をしていただけるような機関をそれぞれできるというふうな、かなり権限が町のほうにあると。また与えられているということからして、町も極端に言えば、かなりひどい環境の住宅については強制執行をするというふうな手順をやれる段階までなるのか。そこら辺をお聞きしていきたいと思っております。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

事前通告をしていただいたら、その辺もきちっとお答えできますけれども、実際、町に権限ができたとかいう話になりますけれども、私から言えば権限かなというふうに思います、町に委ねたというだけで、勧告をして、そして強制代執行すると、町の権限ですと。そのお金は町が出さんといかんわけですよ。それで、もちろん請求はします。それはもちろん300万円かかって300万円戻ってくればいいですけども、これを10件した場合3,000万円かかりますね、20件なら6,000万円、それを町がかわって払うという形です。それを請求して幾ら戻ってくるかわかりませんし、戻らないかもしれません。だから、やろうと思えば、その権限はあります。

ただ、そこまで考えたときに、財政状況まで考えたときに、本当に町民の税金でそこをやるかというのは非常に難しい、迷うところでありますので、権限としてはできますが、実際やるということになったときに、慎重にならざるを得ないというふうに考えております。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

ちょっと強い意味で次の考え方を示していいかどうか、通告をしておりませんが、実は、火災になる原因を持っている空き家、極端に言うと。空いて、そこにたむろして火災が発生して周辺にあれすると。絶対危ないよというふうなところにやっぱりなるとするならば、私はそれなりに、それは区との連携を含めてでしょうけど、絶対ここは壊さなければいけないというふうな要望が出てきた場合については、確かにお金の問題あると思います。事例でも確かにありますよ、壊した300万円が戻ってきませんよというふうなことも書いてあったことを私は目の当たりにしておりますけど、やっぱりそういうことじゃなくって、その環境も

悪化している。ここはもう絶対壊さんといかんよというふうなところがあれば、やっぱりそういうところは極端に言うと財政調整基金で災害等——等というのがありますので、災害救助も含めて、財調を取り崩してでもやるべきところは、地域の安全確保ということでやっぱり必要ではないかなというところを思っております。

そこら辺を含めて、再度町長のお考えを聞いて、最後にしたいということで思っております。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

本当に空き家問題については、全国的にいろいろな自治体が苦慮をしているところでございます。

そういう中で、今、少しずつその解体も進みつつあるんじゃないかなというふうに思っております。確かに、ここは壊さないといけないというふうなところがあれば、まずは所有者の責任ですので、所有者に責任、勧告をし、そしてどうなるかですね。ひよっとすると壊していただけるかもわからんしですね。勧告等はやっていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、もし代執行をどんどんして、その線引きですよ、ここをしてここをしていないわけにはいかんですね。大体同じぐらいのレベルでずっとしていかんといかんようになる。これが町の仕事になってはいけないなというふうに思いますので、まずはそういうところはしっかりと持ち主の方に勧告をしていきたいというふうに思います。（「これで終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（三谷英史君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（三谷英史君）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。3番山下議員。

○3番（山下淳也君）

こんにちは。3番山下です。よろしくお願いいたします。

8月の豪雨について質問させていただきたいと思います。

8月の佐賀豪雨によりまして、本町は多大なる被害を受けました。被災された方々には心からお見舞い申し上げます。また、災害復旧活動につきましては、自衛隊の皆様、各種ボランティアの皆様方、国、県、さまざまな自治体の職員の皆様方からは、いろいろな支援を受けまして、本当にありがとうございました。そして、本町の職員の皆様におかれましては、昼夜を問わず毎日のように懸命に災害対応していただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。まだ、復興半ばでありますので、今後とも復興に向けて尽力していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと思います。豪雨災害につきまして、4点ほど質問をさせていただきます。

まずは、情報伝達について質問させていただきます。

早朝の防災無線による2度ほどの放送はございましたが、その後のポンプの浸水、水門の閉鎖などの情報伝達が行われていなかったように思われます。これによって災害規模が拡大したように考えられます。住民の皆様の財産に多大なる被害を与えたのではないかという声が聞かれております。災害時、状況は刻一刻と変化してまいります。よりきめ細やかな情報伝達が必要ではないかと考えられます。今後の対応につきまして、町としてはどのようなお考えをしているか、お聞かせください。

また2つ目に、災害時、より迅速な情報把握が必要と思われまます。初期対応が全てを変えらるとも言われますので、防災の観点からも町内の何カ所かに定点カメラを設置するということをしてみてはいかがでしょうかと思います。そうすることによって直接的に災害対策本部が状況を把握することができます。そうすることによって初期対応がより早い段階でできるようになると思われまます。この設置に関しまして、検討してみてはいかがでしょうかと思います。

そして3つ目に、一部報道で佐賀鉄工所の流出した油の有害性を取り上げる報道がありました。これにつきまして、その後、何の報告もございません。被災された地域の方々には非常に不安を感じられております。農地におきましては、幾らかの調査があったということが新聞に載っておりましたが、家屋等に油が染みついた、また店舗に染みついた、事業所に染みついたという人たちに対しては何の調査も行われていないような気がいたします。地方自治体として、それらを検証し、報告すべき義務があるのではないかと考えまます。

そして最後4つ目に、今回の災害につきまして、早いうちに検証委員会を立ち上げ、検証を行うべきではないかと考えます。毎年のように日本各地で大規模な災害が起こっております。また、いつ、このような災害がこの大町町で起こるかもわかりません。そのためにも、今、早い時期、みんなでいろいろ思いがあるうちに検証委員会を開き、今後の対策に対して、いろいろと意見を出し合うことが必要ではないかと思えます。

以上4点につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

山下議員の御質問、豪雨災害についてということで答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、情報の伝達についてということでございます。情報の伝達につきましては、これまでも防災無線で行ってございましたけれども、これが聞こえにくい、あるいは聞こえない等の御意見もいただいております。一方で、やかましい、眠れない、音量を低くしてくれとの苦情もあって、なかなか難しい事案でありましたけれども、4月の選挙公約でお約束したとおり、各戸に防災無線を受信する防災ラジオの設置に向けて、現在、取り組んでおり、来年4月ごろには設置する予定であります。

ただ、ポンプの浸水、水門の閉鎖などの情報伝達が行き届かず、被害が拡大したと考えられるということでございますけれども、大町町は、8月28日に記録的な、そしてこれまでに経験のない大雨がありました。その結果、下潟のポンプ操作室が浸水し、身の危険を感じ、感電しないようにポンプをとめて操作員さん2名が退避をされたということで聞き取り調査で判明をしております。このポンプをとめた時間が11時12分ごろです。当時、操作員さんも記憶が錯綜し、気の動転等も当然あったと思えますし、誰でもそうなる可能性はあると思えます。新聞で情報を得られた方が多いと思えますけれども、私が何回もこうして公式に発信をしております。大黒町の町道は、10時50分には冠水している旨の連絡を受けております。ポンプが11時12分に停止をしております。既に水害は発生していたというふうに判断をしております。

また、避難指示を2回発令し、そしてまた、大雨特別警報も発令をされております。ボタ山の崩落前に3回サイレンが鳴って、緊急事態、避難してください、避難指示を出しております。情報が行き届かず、被害が拡大したと言われますけれども、時間的にも合わない、物

理的にポンプ場が11時には水没しそうになっているときに、大黒町、恵比須町にどれだけの水が来ていたかということを考えますと、状況判断からして整合性はとれないんじゃないかなというふうに私は検証というか、実際、作業員さんからもお話を収集して、そう考えております。

この避難指示というのが、どういうことなのかということをお皆さんに考えていただきたいと思っております。もちろん、議員の皆さんも含めて、町民の皆さんの意識の醸成を町としてもしていかなければならないと思っております。自分の命は自分で守る。次に、家族、周りの人を助ける。これが原則です。そして全ての大丈夫を確認してから、次は自分の財産は自分で守る。これが普通やられていることだろうと思っております。国道の南、数十メートルでは命のやりとりをしているわけです。我々はそこに逃げおくれゼロ、犠牲者は出さない、町民の命を守る、それを責務として使命だと思って、職員もその意気込みで、その時点では一生懸命救助活動に励んでおりました。

11月20日の新聞記事、みんなの声、読者の声という欄に、大町の中学生の女の子が、自衛隊や役場の職員が救助に来てくれた。本当にうれしかったし、安心した。今度は自分が誰かの力になるという感謝の気持ちをつづっておられた記事が掲載をされておりましたけれども、きのうも申し上げましたけれども、行政ができることというのは、頑張っても2%なんです。でも、その2%ですけれども、この女の子が言われているとおり、一筋の光だと思うんです。そこに我々は全力を注ぎたいというふうに思っております。

それから、定点カメラの設置についてということでございます。定点カメラの設置については、現在、六角川の大町橋のところに1台、おおまち情報プラザの前に1台、町内には合わせて2台の定点カメラが設置をされておまして、ケーブルテレビで現地の状況を確認することができます。しかし、この災害は、いつ起こるかわかりません。今回も暗い時間帯ではっきり見えないということで、きのうも申し上げましたとおり、職員を現地に向かわせ、適時、連絡をもらい、必要なら写真、動画を送ってもらい、確実に現状を把握したところでございます。今回のように、巡回パトロールを実施することで、定点ではなく、より広範囲の状況を把握し、対応できることから、現在のところ、2カ所以上に定点カメラの設置は考えておりません。

次に、今回の豪雨災害において、油が流出し、早くから油に対する影響ということで、不安の声が聞かれておりました。特に家屋内に油が流入した方々から注意点や健康被害に対し

て問い合わせがあったことから、専門機関である環境省や県の健康福祉部等へ流出油に係る所見について回答いただき、避難所の掲示板への掲示やホームページへの掲載、ボランティアの方にはチラシを渡し、お知らせをしたところでございます。また、個別に問い合わせがあった場合は、その都度、県や町、佐賀鉄工所が回答を行っております。

また、災害の検証については、昨日も申し上げましたとおり、既に検証中であります。今回の大雨は、大町町にとって未曾有の大災害となり、つぶさに検証し、さまざまな意見を聞きながら、新たな地域防災計画策定に役立てていくこととしております。

さらに、国土交通省や佐賀県と協議を進めております六角川水系防災・減災対策や学識者懇談会の意見も反映させていきたいと考えております。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

10時50分の時点で、確かに道路が冠水していたというのはわかっておりますが、ごく一部だったと思います。その後からやっぱりかなり増水して、ほぼ1メートルぐらい、大黒町、恵比須町の商店街あたりが、最終的に3時ぐらいですか、という状況になっておりました。やはりそこまでなかなか来るとは皆さん余り指示が出ていても思っていなかったんじゃないかと思います。皆様は過去の経験からいろんな判断をなされます。今回、今までにないほどの豪雨でしたので、それを上回ったといえ、それまでなんでしょうけれども、やはりポンプの停止、また水門の閉鎖等が原因で、かなりの増水があったのではないかと思います。

それで、きのう鶴崎議員が質問された中で、水門の閉鎖というのが町のほうに報告がなかったということで、そこはかなり問題ではないかと思いますが、どのようにお考えか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

水門に関しては、私が把握をしておりませんでした。それは国土交通省のほうから連絡がなかったということで、その辺のところはこちらからも厳しく国土交通省河川事務所に意見を申し上げております。今後そういうことがないようにお願いをしているところでございます。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

それと、そこまで強行されて門を閉められたという原因としては、油の流出を有明海、また六角川に流出させないというのがやはり目的というか、その原因だったのかということ。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

国土交通省としては、そのときは六角川がまだ増水していたということで、閉めても意味はなかったんだろうと判断したというふうに聞いております。油は上に浮いていますので、下の水は流れてもよかったんでしょうけれども、六角川のほうは増水していて、結局、あけても閉めても一緒だったろうと。ただ、今後、六角川が引いていったときにはあけていたら、油が出ている可能性があるということで回られたというふうには聞いております。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

それと、2番目の定点カメラにつきましては、今、ケーブルワンさんのほうでも防災チャンネルで見える、あの2カ所しかないということですね。

そして、町長の指示がなければ動けない、町長に最大の権限がありますので、災害時、対策本部に張りついておられますので、より画像を活用した情報収集というものが必要ではないかと思えます。職員の方々が現地を回られて、その情報を伝える。課長に伝えて、課長が対策本部で伝えられるという順番と思えますけれども、どうしても聞くだけでは状況が余り把握できないのではないかと思います。より目で見るということに力を入れられたほうがいいと思えますので、その職員の方が現場を見に行かれるときは、i p a dなどを持っていかれて、通信技術も進んでおりますので、画像で見られるという対策をされたほうがいいと思えますが。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

きのうも防犯カメラとかいう話もありまして、今回はこれは監視カメラだと思いますけれ

ども、なかなかそういう不特定多数の方が映るという分については、ちょっと厳しい状況、考え方がありますがけれども、そこを曲げて必要なのかということは、今のところ、その必要性は考えておりません。やはりどうしても隅々まで指示していけるのは、やっぱりパトロール隊だと思いますし、定点カメラはそこしか映らないからですね。だから、今回も大黒町とかいう状況というのは職員が行って見てきたということでもあります。定点カメラに頼っていたら、そこまで見えなかったのかなというふうには思います。そして、これが発災前はそういう余裕があるんですよ。ただ、発災後となったときには、そういう余裕もありませんので、ほとんどカメラを確認するような状況ではありませんでした。その前に、どこか本当に有効なところがあるのかなというのは見ますがけれども、どうでしょうかね、きのうも言われた防犯カメラに関して、そういうこともあって、ちょっと今、ちゅうちょしているところがありますので、ごく限られた、多分、今、ケーブルテレビに映っているカメラはほぼ川に向けた部分、大町町の場合は、そこは一定していますので、駅前という形になっていますけれども、非常にそういう映される側のことを考えたときに、少しいろいろな制約もあるのかなというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

定点カメラまではいかにしても、災害時はどうしても画像のやりとりをしていただいたほうが、より迅速な行動ができるかと思っておりますので、今後いろいろ検討していただきたいと思っております。

そして、3番目の油の有害性についてということですが、これは町のほうでは何の検証もというか、県のほうはやられているんですけども、何か公表とかは。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

これについては公表はしておりません。そして町がそれを調べる機関はありませんので、県あるいは国の環境省のほうに、私としては自衛隊にもお願いしましたし、海上保安庁にもお願いはしております。ただ、回答として来ているのが、環境省あるいは県の健康福祉部ということで、きょうはここに報告させていただきました。ということで、我々も回っている

中で、本当に心配されている方いらっしゃいますので、その方々には直接回答をしていくということで対応させていただいております。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

その災害に遭われたところの地区を限定で文書で出すとかいうことはないわけですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

そうですね、文書についてはしてはおりません。ただ、そういうことを今の時点でしたがいいということであれば、職員に検討させたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

特に中島、下瀉地区の方からはよくそういう声を聞いております。よかったら確証となるような数値でも載せていただいて、文書でも配っていただければ安心されるかと思いますが。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

そうですね、ちょっとまだ私も今現在の状況を把握をし損ねている部分もありますので、ちょっともう一回、地元のほうに回ってみて、そういう意見があればやりたいと思いますけれども、多分、前にそういう話があったのは結構出ていたんですよ。それが今でも残っている部分はあるのかなというふうに思います。だから、聞かれていない方がいらっしゃるということであれば、それは回覧なりさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

そして最後の検証委員会、これは今、検証されているということですがけれども、地域の区長さんですとか、いろいろな町民の方々も交えて、そして学識者の方などを交えて公開でさ

れたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

これ公開ですというのが、ちょっと意味がわからないんですけども、我々が今やっているわけですね。当然、区長さんのお話も聞きますし、その災害に当たった職員の話も聞いております。何か議員のお話を聞けというならば、それもそれでいいと思いますけれども、公開でやる理由が私にはちょっとわかりませんが、何かあればお願いしたいと思えます。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

何かやっぱり多くの方がどうなったんだとか、いろいろ疑問を持たれております。その状況をいろいろとうわさが錯綜したり、新聞記事だけで判断されたりとか、真実がわからない、その当時の状況がよくわからないということで、いろんなことを言われている方がいらっしやいますので、検証をし、その事実といえますか、その当日の経過などを細やかに報告する必要があるのではないかと思いますので。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今言われているのは、我々が検証したのが信じられないというようなことで、皆さんに見せたらいいのかということのように聞こえます。さっき私が言っているのは、ポンプの停止と、そこを言っておられるというふうに思いますし、私もいろいろ何回も聞いております。そして、何回も説明をしております。これが私の町の公式な見解だということで考えていただきたいと思えます。そこは議員さんたちも説明もしてください。言いよんさるとは、我々が言っているのが信用できんと皆さんの前で言われているように聞こえるもので、我々の検証していたことを検証すると、そういうふうに聞こえるんですよ。我々、検証して公表しております。そして、そこに例えば、もし私が信じられないというなら、議員で委員会をつくってください。そして私を呼んでください。それしかないと思えます。検証はやっており

ます。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

済みません、検証した結果を報告していただきたいと思います。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

わかりました。検証した後については、当然これは計画にも反映していきます。これがもしその結果を議員のほうで求めるということになれば、その説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

それでは、どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（三谷英史君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行につきましての御協力、まことにありがとうございました。

午前11時40分 散会